

被災宅地危険度判定士

になろう！！



被災宅地危険度判定士とは・・・

被災した市町村又は都道府県の要請により、**宅地の2次災害の危険度を判定**する土木、建築等の技術者です。

被災宅地危険度判定制度

災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、**被災宅地危険度判定士**が危険度判定を実施し、**被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の2次災害を軽減・防止し住民の安全を確保**することを目的とした制度です。

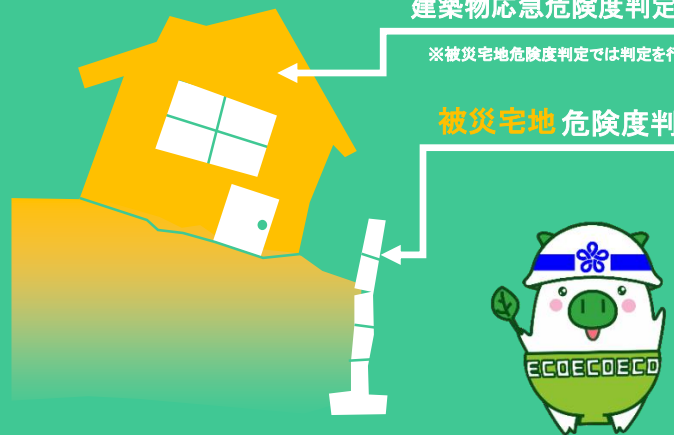
主な対象者

- ・土木、建築系の大学卒業者
2年以上の実務経験
- ・1級建築士、1級施工管理技士
実務経験の**要件なし**
- ・国または地方公共団体の職員
3年以上の実務経験

建築物応急危険度判定※

※被災宅地危険度判定では判定を行いません

被災宅地危険度判定



- ・判定の実施要綱等は、被災宅地危険度判定連絡協議会のHPからダウンロード出来ます。
- ・新規で登録の方は毎年開催の福岡県被災宅地危険度判定士養成講習会を受講ください。
- ・これまでに講習会を受講し登録をしていたが、有効期限が切れている方につきましては更新のご案内を毎年行っておりますのでその際は手続きをお願いいたします。

福岡県建築都市部
都市計画課 開発第一係・開発第二係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

お問い合わせ先
TEL:092-643-3715
FAX:092-643-3716

申し込みはコチラ